

仕事と育児の両立支援の拡充について

☞ 育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度の拡充を行うとともに仕事と育児の両立支援制度等の利用に関する意向確認のための措置を講じる。

1 内容

(1) 部分休業の取得パターンの多様化

→取得要件…小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(配偶者と共に取得可能)

- ・現行の部分休業制度(第一号部分休業)に加え、第二号部分休業を設けることとし、職員は**いずれか**を選択して取得可能とする。
- ・第一号部分休業における勤務時間の始め又は終わりに取得可能とする制限を撤廃。(日に応じての取得時間の変更は不可)

	①第一号部分休業(現行の部分休業)	②第二号部分休業(改正後に取得可能となる部分休業) 新設
取得上限	1日につき2時間の範囲内	1年につき10日(77時間30分)を超えない範囲内
取得単位	30分単位	1時間単位(1日単位での申請は可能)
取得例	8:30 15:15 17:15 例1)帰り2時間 2時間 8:30 9:00 15:45 17:15 例2)朝30分、帰り90分 30分 90分 8:30 13:00 14:00 17:15 例3)中1時間 1時間	8:30 13:15 17:15 例1)帰り4時間 4時間 8:30 17:15 例2)1日 1日(7時間45分) 9:00 12:00 17:15 例3)中3時間 3時間

(2) 仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員への意向確認

- ・本人又はその配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対して、育児休業制度の情報提供と併せて、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報提供及びその利用に関する意向確認のための措置(面談等)を実施すること。
- ・3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供及びその利用に関する意向確認のための措置(面談等)を実施すること。

2 改正を要する条例

- (1) 中央区職員の育児休業等に関する条例
- (2) 中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

3 施行予定日

令和7年10月1日